

金融機関の支援を受けて策定した事業計画に基づき  
物価高騰等の影響からの脱却に取り組む中小企業の皆さんを応援します！

## 滋賀県制度融資のご案内 政策推進資金(がんばる企業応援枠)

金融機関の支援を受けて策定した事業計画（物価高騰等の影響からの回復を図る事業計画）の実施に必要な資金としてご利用いただける融資制度を設けています。

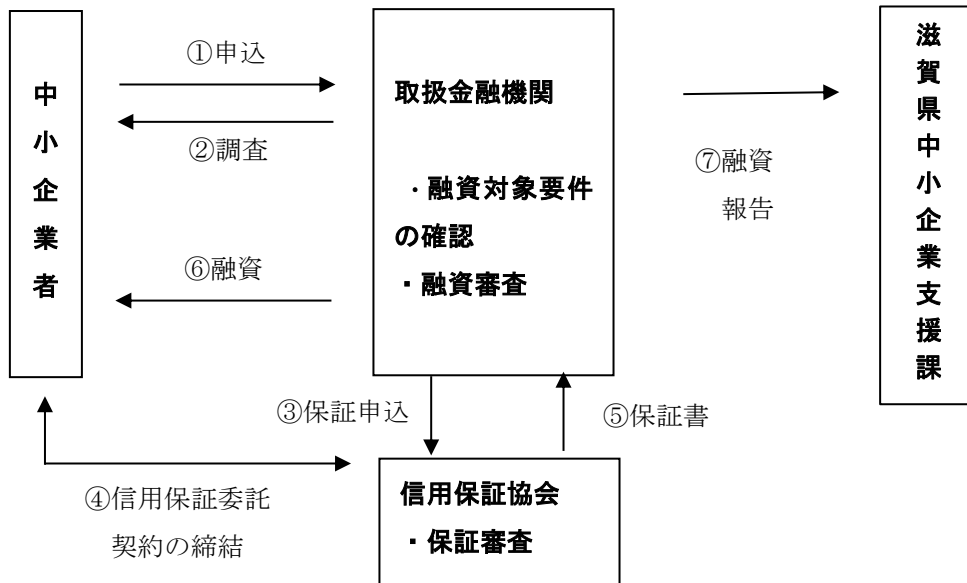
資金用途	金融機関の支援を受けて策定した事業計画（物価高騰等の影響からの回復を図る事業計画）の実施に必要な資金
融資対象者	信用保証協会保証付融資と金融機関自前融資（プロパー融資＝保証無し融資）を受け、策定した事業計画を実行することで物価高騰等の影響からの脱却を図る中小企業者、協同組合等 ※本資金は信用保証協会保証付融資と金融機関自前融資による協調融資制度です。
融資限度額 （※1）	4,000万円（プロパー融資を除く） 同時にプロパー融資を信用保証協会保証付融資の2分の1以上実行すること
融資利率	年1.5%以内（固定） プロパー融資部分は金融機関所定金利
信用保証料	必ず保証付き 保証料率 年0.45～1.15%
融資期間 （※2）（※3）	10年以内（据置2年以内） プロパー融資の期間は、信用保証協会保証付融資期間の原則2分の1以上とする
担保・保証人 （※4）（※5）	必要となる場合あり（ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。）
借入申込先	滋賀銀行、関西みらい銀行、大垣共立銀行、京都銀行、福井銀行 滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫、京都信用金庫 京都中央信用金庫、滋賀県信用組合、滋賀県民信用組合 商工組合中央金庫、京滋信用組合、近畿産業信用組合 滋賀県信用農業協同組合連合会

令和6年4月1日現在

- ※1 設備資金の場合は、融資対象について、借入申込時に所要資金の30%以上の支払いがされていないこと。
- ※2 据置期間を設ける場合は、信用保証協会保証付融資・プロパー融資それぞれ同一期間とする。
- ※3 融資期間は1年以上とすること。
- ※4 新たに担保・保証人を取得する場合は信用保証協会保証付融資・プロパー融資それぞれ同じ取扱いとすること。
- ※5 申込者が法人の場合は、一定の要件を満たし、保証料を上乗せすることにより、経営者保証の非提供を選択できることがあります。このときの保証料負担率等は、「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」等を参照ください。

（特記事項）上記資金の融資対象に該当しない場合でも、他の資金が活用できる場合があります。  
また、融資対象者であっても、金融機関や信用保証協会の審査により、ご希望に添えない場合があります。

## 政策推進資金(がんばる企業応援枠) 融資の流れ



滋賀県では「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」を制定し、中小企業の活性化を推進しており、この事業も、条例に基づき実施される中小企業活性化施策の一つです。

## しが金融ホットライン



融資に関するご相談など  
中小企業の皆様の声をお聞きます！  
また、県の融資制度等について  
具体的な内容等をご説明します！

電話番号：077-528-3732

### ※留意事項

- 県が所管している融資制度等以外のご相談につきましては、内容に応じて、関係機関等を紹介させていただくことがあります。
  - 苦情等につきましては、お聞きした内容を今後の対応に反映させていただくほか、必要に応じ、関係機関へ情報提供や他機関の紹介をさせていただくことがあります。
- なお、個別のトラブル等につきましては、あっせん・仲介・調停を行うことはできませんので、ご了承ください。

### お問い合わせ先

滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課 金融支援係

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL：077-528-3732

FAX：077-528-4871